

昭和39年商業統計調査

指定統計 第23号

商業調査票甲

業種 規模 (市区町村単位) 調査員印 市区町村職員印

市区町村番号 調査区番号

○欄は市区町村で記入して下さい。◎欄は都道府県で記入して下さい。※欄は記入しないで下さい。

この調査票は税務には使用しません。

通商産業省

1 商店名および商店所在地 (電話 局 番)
2 経営組織および資本金額 または出資金額
3 商店の本支店別
4 商店の開設年
5 売場面積
6 従業者数
7 年間商品の仕入先別割合
8 都道府県用調査項目
備考

9 月間商品販売額
10 (イ)年間商品販売額 および 商品手持額
(ロ)修理料、サービス料、仲立手数料の収入額
11 年間商品販売額 中卸販売額の販売先別割合
12 年間商品販売額の販売方法別割合
13 セルフサービス方式の採用の有無
14 営業経費 (昭和38年7月1日から昭和39年6月30日まで)
15 営業設備 (昭和39年7月1日現在)

記 入 注 意

1 一 般 事 項

- (1) 調査票には、青インキまたは黒インキを用いて、明りように記入して下さい。
- (2) 調査票に記入する数字は、すべて1, 2, 3などのように算用数字を使用し単位未満は四捨五入して下さい。ただし割合を記入する場合は、個々の割合について四捨五入し割合の合計が100%にならないときは、最も大きな割合を占めるものによって調整して下さい。
- (3) 調査事項欄ごとに、その調査事項全部について、該当がないときには、空欄としないで左上から右下に斜線を引いて下さい。しかし調査事項の一部に該当があつて、他は空白となる場合は「0」と記入しないで空白のままにしておいて下さい。
- (4) 調査の期日に休業中の商店もこの調査票を提出して下さい。

2 調 査 事 項

1) 商店名および商店所在地

- (1) 法人組織の商店は略称でなく、正規の名称を記入して下さい。
- (2) 個人商店は原則として商号、屋号を記入して下さい。それがない場合には事業主の氏名を記入して下さい。
- (3) 一定の区画または建物内にあるときは、その区画または建物の名称を、たとえば「〇〇市場内」、「〇〇ビル2階」のように付記して下さい。

2) 経営組織および資本金額または出資金額

- (1) 「その他の法人」とは、財団法人、外国法人または地方自治体の経営する商店などを含みます。
- (2) 株式会社の場合は、払込済み資本金額を記入して下さい。

4) 商店の開設年

- (1) 商店の開設年とは、この店が現在の場所で現在の事業を始めた年をいいます。
- (2) 支店等の場合は、本店の開設年でなく、その支店が開設された年を記入して下さい。

5) 売 場 面 積

- (1) この店が商品を販売するために使用している売場の床面積延数を記入して下さい。
- (2) 売場面積には陳列棚、ショーウィンドウ、客の接待場所、客用の階段、通路、および洗面所を含み、事務室、倉庫は除いて下さい。
- (3) 自己製の商品を販売している小売業者の場合の商品を製造するための作業所および薬局の調剤室の面積は、含めなくて下さい。

6) 従 業 者 数

- (1) 従業者とは、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。
- (2) 昭和39年7月1日(または、これに最も近い給与締切日)現在の在籍者について記入して下さい。
- (3) 「家族従業者」とは、事業主の家族であつて、主としてその店の仕事に従事している者をいいます。しかし、給与を受けている者は、このうちに入りません。
- (4) 「有給役員」とは、会社では社長、取締役、監査役など、また、団体では理事、監事など法人の役員であつて、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。
- (5) 「常用従業者」とは、一定の期間を定めず、または1か月

以上の期間を定めて雇用している者をいいます。個人事業主の家族であつて給与を支払われている者もここに入ります。また過去2か月間にそれぞれ18日以上雇用し、または過去6か月間において通算して60日以上雇用した臨時、日雇の従業者もここに含まれます。

- (6) 「臨時、日雇の従業者」とは、30日未満の期間を定めて雇われる者および日々雇われる者をいいます。

7) 年間商品の仕入先別割合

- (1) 昭和38年7月1日から昭和39年6月30日までの1か年間に仕入れた商品の仕入先別の割合を記入して下さい。
- (2) 生産業者直営の支店、出張所等から仕入れた場合も「生産業者から」として下さい。
- (3) 中古品、くず物等を会社、官庁、一般家庭等から購入した場合は、「卸売業者その他から」欄に記入して下さい。
- (4) 「自製の商品」欄には、自企業の他の事業所で製造した商品および原材料を下請工場などに支給して製造させた商品も含めて下さい。
- (5) 「国外から」欄には、自分の名で通関手続きを取つて商品を仕入れた場合に限り記入して下さい。

10) (イ)年間商品販売額および商品手持額

(1) 商 品 名

- (イ) 商品名は、別表の商品分類表によつて、卸売したときは、卸売部門の商品名を、また小売したときは、小売部門の商品名を記入して、卸売、小売の区分を明記して下さい。
- (ロ) 該当する商品名が2つ以上ある場合は、過去1か年間の販売額の多いものから順に記入し、販売額が総額の1割に満たない商品については便宜「その他」という名称で一括して最後の欄に記入してもさしつかえありません。ただしこの場合の「その他」は総額の1割を越えないようにして下さい。
- (ハ) この分類表のどこに属するか不明のものは、その具体的な商品名(商標でなく製品そのものを表わす名称)と卸売が小売かの区別を書いて下さい。

(2) 年間商品販売額

商品販売額は、次のようにして記入して下さい。

- (イ) 商品の代金を受け取つたときは、商品の引渡以前でも代金受取時をもつて販売が行なわれたものとします。
- (ロ) 商品を引き渡(発送)したときは、その時をもつて販売が行なわれ、かつ、代金が全部支払われたものとして、全額を計上します。
- (ハ) 掛売、割賦およびチケット販売の場合は、商品を引き渡したときに、その代金の全額を販売額として計上します。
- (ニ) 他に販売を委託した場合は、受託者よりその代金を受け取つたとき、または、販売済みの通知があつたときに、販売額に計上します。
- (ホ) 商品券の販売額は商品販売額に計上しないで、その商品券によつて商品を引き渡したときにその分だけ販売額に計上します。
- (ヘ) 試用販売の場合は、代金の入金とともに販売額に計上します。
- (ロ) 船荷証券、貨物引換証および倉庫証券による販売の場合は、証券を裏書譲渡したときに販売額に計上します。
- (イ) 商品売買の代理を行なっている場合および他から商品販売の委託を受けている場合は、その取扱額を販売額として計上します。
- (イ) 自家消費(業務用を除く)した商品は、その金額を販売紙に含めます。
- (イ) 関税、物品税などの間接税は販売額に含めます。
- (イ) 同一企業内の支店間または支店相互間で商品の移動が行なわ

れた場合に販売額が不明のときは、便宜上仕入価格を販売額とします。

(3) 年間商品販売額のうち代理による取扱額の割合

商品売買の代理(受託品の卸売を含む。)を行なっている場合は、「年間商品販売額のうち代理による取扱額の割合」欄にその総販売額中に占める割合を記入して下さい。

(4) 商品手持額

商品手持額は、調査日(昭和39年7月1日)現在で、この店が販売の目的で保有している手持商品の金額を記入して下さい。調査日現在によるのが困難な場合は、もよりの決算日現在によつてもさしつかえありません。

10) (ウ)修理料、サービス料、仲立手数料の収入額

- (1) 商品を販売するかたわら、それに付帯して修理その他のサービスあるいは商品売買の仲立を行なっている場合は、その手数料収入額を記入して下さい。
- (2) 「業務内容」欄には、たとえば「時計修理」「現像、焼付」「電気工事」「牛馬仲立」等のように具体的に記入して下さい。

11) 年間商品販売額と卸売販売額の販売先別割合

- (1) この欄には、年間商品販売額のうち卸売金額について、その販売先別割合を、記入して下さい。
- (2) 「同一企業内の事業所間の移動」とは、同一企業に属する本文支店間または支店相互間において取引されたものをいいます。
- (3) 「同一企業内の事業所間の移動」欄とそれ以外の各欄と重複する場合は、その割合を「同一企業内の事業所間の移動」欄に記入し、それ以外の各欄には記入しないで下さい。
- (4) 会社、官庁などの中にある直営の売店に販売した場合は、「小売業者へ販売したもの」欄に記入して下さい。
- (5) 「国外へ直接販売したもの」とは、直接外国に販売(自己の名で通関し輸出)したことをいい、輸出向の商品を輸出商あるいは国内の外人商社に販売したものは含めません。

14) 営 業 経 費

- (1) 「営業経費」とは、商品仕入額を除いた一切の営業上の経費をいいます。製造間接、製造小売業者の場合の原材料購入費、委託加工費は経費に含めません。
- (2) 所得税、法人税、相続税、府県民税、市町村民税等は経費としませんが、事業用の土地、家屋にかかる固定資産税、自動車税、事業税、関税、酒税、物品税等は経費とします。
- (3) 「給与額」とは、会社・団体の有給役員、常用従業者、臨時日雇の従業者等、その商店の従業者に対して支払つたか、または、支払われなければならない金額をいいます。
- (4) 「その他の営業経費」とは、商品仕入額および給与額を除く一切の営業上の経費をいいます。その主なものは、つぎのとおりであります。
家賃、地代、広告費、交際費、包装荷造費、通信運搬費、修理費、電灯料、電話料、保険料、消耗品費、減価償却費、手数料、水道料、倉庫料、機密費、利子、割引料、雑費等。

そ の 他

昭和38年7月1日以降に開業した商店は、その開業した年月日を、また、昭和39年4月1日以降に休業した商店は、その休業した年月日を備考欄に記入して下さい。